

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の変更許可申請に係るヒアリング（1）
2. 日時：令和4年5月19日（木）13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
藤森安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、井上安全審査専門職、中澤安全審査官  
  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所  
環境技術開発センター長 他3名  
安全・核セキュリティ統括本部  
施設保安管理課 マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料 大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請の概要

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	許可変更の内容について、
0:00:05	増審査会合で、申請内容を説明いただくということで、概要の説明資料 をご準備いただいておりますので、まず内容の説明を
0:00:17	進めていただければと思います。よろしく申し上げます。
0:00:23	はい原子力今井です。
0:00:26	今ご紹介しました通り、高麗廃棄物管理事業の変更許可申請を予定してご ざいます。1、28日付けで申請させていただきました。
0:00:36	これにつきまして概要を説明資料をご準備いたしましたのでこちらの方 でまずは資料の方説明させていただきたいと思います。
0:00:49	まず、資料お手元をですが、
0:00:56	まず1ページ目で許可の変更の概要の説明をですね、させていただきます す。
0:01:05	まず、元国家許可につきましては平成30年8月20日付で新規制基準に 対応した許可を取得してるものでございます。
0:01:16	今回変更の概要としましては大きく5項目を予定しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:23	外部課長に対して維持すべき安全機能適正化、有機配置格納庫の使用の停止。あわせてβγ固体処理棟3の有機溶媒貯槽を、を新たに受け入れ施設に変更するというもの。
0:01:36	化学処理装置等の資本停止。
0:01:38	共用設備に係る記載の見直しのモニタリング設備の削除。
0:01:44	固体廃棄物減容市立兼用処理施設の専用の通信 E x c e s s の明確化というものでございます。
0:01:53	本件の詳細につきまして2ページ以降でございます。
0:01:57	まず申請書を、の概要を申請書をにですね、今申し上げました5項目がその変更内容、どこに相当するかというものを一覧でお示ししているものでございます。
0:02:12	本文ではですね、今ご説明しました5項目のうち、一行一行目に米さん五名Aが該当いたします。
0:02:22	主たる変更については添付書類5の安全設計に係る部分の記載、変更が主たる内容になります。
0:02:31	その他、事業計画の見直し、いいですとか、ああいう資格者手術、組織図等の見直し等ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:41	記載の適正化も含めて、今回変更を申請するもので、したものでございます。
0:02:50	3 ページ目ではですね、今の 5 項目がそれぞれどのを廃棄物管理施設のうち、29 施設あるうちどのを施設設備に関わるかと。
0:03:01	いうものを、整理した表でございます。
0:03:08	一つ目の外部からの所に対して位置付け安全機能の適正化。
0:03:12	こちらにつきましては基本的には設計という意味で、すべての施設に関わるもの、
0:03:18	で、この後、後段で物変えますが
0:03:22	設工認等々にも関わる部分で、廃液処理棟ですとか、データガム固定処理棟 II 等を今、
0:03:30	安全機能の適正化の方に関わる部分を施設として抽出しているものでございます。
0:03:40	3 ページ目につきましては 4 ページ目につきましては今の 5 項目の詳細を少しかいつまんでご説明してるものでございます。
0:03:50	消防債につきましては実施以降でちょっとさらに述べさせていただきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:56	5 ページ目ではですね、まず、大洗研究所の施設の全体配置と、
0:04:02	廃棄物管理事業に関わる施設の立地関係というのをまず、ご説明する意味合いでつけさせていただいております。
0:04:11	廃棄物管理施設が蒔田地区、固体廃棄物減容処理施設が東伊井側に一つ飛んであるという位置関係でございます。
0:04:23	6 ページ目ではですね喜多地区の具体的な施設を詳細をですね、
0:04:30	示しているものでございまして合わせて、今変更概要に関わる項目として、対応する施設をですね、赤枠で表示させていただいたものでございます。
0:04:44	7 ページ目からはですね、一つ項目ごとに詳細に内容をご説明するものでございます。
0:04:54	まず 7 ページでございます。
0:04:57	外部からの衝撃に対する維持すべき安全機能の適正化ということで、
0:05:01	廃棄物管理施設の
0:05:05	設計に関しまして我々のを考える、安全機能の適正化を
0:05:12	ご説明したいと考えております。
0:05:15	まず、許可におきましては、維持すべき

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:20	全機能をすべての安全機能というふうにしてございます。
0:05:24	建屋の構造健全性ですべての安全機能を守るというものでございます。
0:05:30	これをですね、新規制基準の審査を踏まえたグレーデッドアプローチの対応、これらに基づきまして、
0:05:36	考え方を以下のようにですね、当てはめまして、
0:05:41	安全機能の考え方を整理したいというものでございます。
0:05:46	具体的には、例えば、試験研究炉等のグレーデッドアプローチを適用した、試験研究炉の例でございますが、
0:05:56	重要な機能をですね、原子炉の停止冷却塔を野間機能に限定し、こういうの安全特性を考慮したS C C等しております。
0:06:09	これらと同様に、管理事業におきましても、
0:06:13	この外部からの衝撃に対しまして、維持すべき安全機能、
0:06:19	このグレーデッドアプローチに基づいて適正化を行いたいというものでございます。
0:06:25	まず公衆体公衆に対する被ばくの影響というものがございまして、
0:06:30	これは五味シーベルトを超えるものの部分の評価を既許可でもしてるものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:38	管理施設には安全上重要重要な施設はないということで、
0:06:42	そのような評価結果になってございます。
0:06:46	また、ハザードといいますかリスクの程度にかんがみまして、
0:06:51	その施設周辺におけます、過去の記録を踏まえた影響の大きい最も大きいものを評価すると。
0:06:59	なってございます。
0:07:01	従いまして過去記録より、最大のF II 竜巻を設計竜巻としまして、評価を行っているものでございます。
0:07:10	ここから、
0:07:12	公衆に対する被ばくの影響の程度、
0:07:15	また、重要な機能を考慮した考え方からですね、
0:07:20	管理事業につきましては原子炉を停止系のような重要な機能に相当する機能が、公衆被ばくに影響を与える直接的な安全機能をであると。
0:07:33	これは具体的には遮へい機能閉じ込め機能でございますが、
0:07:38	そのように整理したいというものでございます。
0:07:41	また、このちょ、遮へい機能、閉じ込め機能をですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:47	支援的安全機能のうち火災による影響、火災による損傷の影響というものがございます。
0:07:53	これは遮へい機能閉じ込め機能を有する設備、いいですね、影響を与える可能性がございます。
0:08:02	従いまして火災による損傷の防止の機能であります。
0:08:06	遠隔操作で、消火を行う、消火設備、
0:08:10	これが維持すべき安全機能というふうに考えております。
0:08:15	これら整理しまして維持すべき安全機能は、
0:08:19	遮へい機能を閉じ込め機能、それから、
0:08:22	遠隔操作で消火を行う、が消火設備、
0:08:27	年、また、
0:08:29	外部からの衝撃により安全機能を喪失した際には、人員が駆けつけて、 代替設備機器を用いて機能を維持すると。
0:08:38	このような考え方に整理したいというものでございます。
0:08:46	8 ページ目ではですね、今の
0:08:50	考え方を当てはめた場合に、
0:08:53	この設計の評価グレーデッドアプローチの考え方。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:08:59	竜巻の評価条件、それから、維持すべき安全機能というものが、どのように整理されるかというものを、
0:09:06	表にしているものでございます。
0:09:10	左側に試験研究炉でグレーデッドアプローチを適用する施設例を並べて ございますが、管理事業としましては、
0:09:18	真ん中に変更前と許可で書かれてる部分を縦にお示ししてまして、
0:09:25	今回申請しておりますものを、右側変更後というふうに表示してござい ます。
0:09:35	元 A 真木許可では、
0:09:37	そういったような安全機能を守るというふうになっているものでござい ます。
0:09:43	で、F2E の設計竜巻での評価と、
0:09:48	発生頻度を考慮しました F1 竜巻で、すべての安全機能を損なわないと いうように落ちているものでございます。
0:09:58	ここで、遮へい機能閉じ込め機能、
0:10:02	遠隔操作で消火しますが消火設備、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:06	これを維持すべき安全機能といたしまして整理したいというものでございます。
0:10:17	9 ページではですね、
0:10:21	今既許可で書かれております考え方をですね、変更後として
0:10:29	記載の内容ですね、新旧といってもいいんですが、
0:10:34	記載の通りの表現に改めたいというものでございます。
0:10:44	10 ページからですね、主要の 5 項目のうち、2 項目目の説明になります。
0:10:52	これは、雪は駅近くの 5 を使用停止しまして、
0:10:58	有機溶媒貯槽を受け入れ施設にする変更でございます。
0:11:03	現在、有機性の液体廃棄物というのは、
0:11:08	結城羽石各農耕で受け入れまして、1 時保管した後、
0:11:13	$\beta$ $\gamma$ 固体処理棟さんに移送しまして焼却処理をしているものでございます。
0:11:19	これを直接、 $\beta$ $\gamma$ 固体処理棟 3 結城萩尾を移送し、
0:11:26	焼却装置の一部でありますよう競売貯槽を受け入れ施設としまして、
0:11:31	有機廃液近くの方、これを使用停止するものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:37	今、
0:11:39	廃棄物ごとの処理のフローを 10 ページにお示しを示しております。
0:11:46	結城清野を上から三つ目でございますが有機性の液体廃棄物につきまして、
0:11:52	経理施設として有機廃液近くのをしているものを、
0:11:56	有機溶媒貯槽に今変更するというものでございます。
0:12:01	このとき、結城は 1 格納庫の被ばく評価のイベントに、
0:12:07	につきましては、与えている、与えたままにしております、
0:12:13	変更しないということで、
0:12:15	そこの評価は変わらないというようにしてございます。
0:12:19	この説明はちょっとまた後程、整理した表がございますのでこちらの方 で説明させていただきます。
0:12:26	11 ページですが、具体的に処理の流れがどのように変わるのかというの をご説明する図でございます。
0:12:35	左上が各施設側から発生しますポリビンで、
0:12:41	ここに有機廃液近くの有機溶媒が入っておりますこういったもので、各 施設側から発生いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:50	変更前は、その大井側の側に進んでいただきまして、
0:12:55	有機廃液 1 格納庫という建物の中の保管容器ドラム缶ですね。
0:13:01	こちらの方で受け入れまして、受け入れ、一時保管すると。
0:13:07	ここから
0:13:09	ポリビンにまた移し替えまして、
0:13:13	処理施設であります $\beta$ $\gamma$ 固体処理棟 3 円、持っていき、
0:13:19	溶媒貯槽を入れて、焼却処理をするというものでございます。
0:13:25	現在、この結城廃棄資格の後、
0:13:29	過去 10 年間の受け入れ量というのは、年間で最大 50 リッターというのが、平成 21 年度の実績でございます。
0:13:39	また今後 10 年間発生する施設側の発生要請予定量というのは毎年リッター程度ということもわかってございます。
0:13:46	従いまして、
0:13:48	この大堀委員から発生受け入れました発生しました有機溶媒をですね、
0:13:54	行き場溶解貯槽を受け入れ施設としまして、直接慰霊この途中の入居結城企画のこの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:03	運用というのを使用停止し、リスク低減を図りたいというものでございます。
0:14:12	続きまして 12 ページでございます。12 ページは化学処理装置等の集の停止でございます。
0:14:21	これは排気処理等をというところがございます化学処理装置が、
0:14:27	液体廃棄物というものがございましてこれは、
0:14:31	廃棄物の区分の A と B のうち、濃度低いものをでございますが、
0:14:39	そのうち科学的物理的不適切が安定しました J M T R から発生する一次冷却水を処理するための装置でございます。
0:14:49	税務 P R につきましては、廃止措置計画が何かされたということもありません、
0:14:55	この 1 例学生の発生量が、蛇
0:15:00	今後、液体廃棄物、A につきましては、もう一つの処理装置であります。
0:15:06	排気中 8 装置 1 というもので処理することが可能ですから、
0:15:11	化学処理装置の使用を停止するものでございます。
0:15:15	同じく、処理フローをお示ししております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:20	一番上ですけども化学処理装置の使用停止まして、
0:15:24	分岐しております。排気中 8 装置 1 と、
0:15:28	こちらで処理をしていくということになります。
0:15:34	あわせて、化学処理装置の使用の停止に伴いまして、
0:15:40	J M T R から発生するとしておりました液体廃棄物の取り扱いについても削除したいというふうに思っております。
0:15:47	13 ページでは、具体的に処理装置のフローをお示ししてございまして、
0:15:54	この下線で囲っております。はい。
0:15:58	が、今回使用停止する範囲でございます。化学処理装置と、
0:16:03	そこで発生しますスラッチスラッチを処理します。凍結最尤改装すら自走をでございます。
0:16:12	ここをが、今は線状の部分なくなるわけでございますけども、
0:16:18	左上から発生します液体廃棄物につきましては、別でございます。はい 議場発送時 1 というプロセスで処理することを、になります。
0:16:30	先ほどの有機溶媒、結城は一時格納庫と同様に、この化学処理装置、白石層に与えております被ばく評価のインベントリー、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:40	ここについては、変更せず、評価を変えないというふうに考えてし考えております。
0:16:50	14 ページでございます。
0:16:55	今この化学処理装置等の使用の停止に伴いまして、
0:17:01	変更する内容を一部まとめているものでございます。まず、最大受入能力に変更がございます。
0:17:09	液体廃棄物のが、
0:17:12	は、年間 8000 というところが、
0:17:15	この化学処理装置で処理する範囲が減じますので、年間 4000 立米に総合計も合わせて、
0:17:24	減るというものでございます。
0:17:27	また、液体廃棄物シートもごく少量というふうにしております。
0:17:31	この取り扱いについては、本変更で削除するというものでございます。
0:17:38	15 ページでは、先ほどのインベントリーのお話のご説明になります。
0:17:44	広木大貫は一時格納庫を化学処理装置、セメント固化装置の一部の使用停止をいたしますが、
0:17:54	この装置の助成が完了するまでの期間を踏まえまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:58	安全側に被ばく評価イベントについてはそのまますることにしております。
0:18:05	また受け入れ施設を、 $\beta$ $\gamma$ 固体処理簿さんの有機溶媒貯槽に変更をいたします。
0:18:12	いう9倍貯槽は、 $\beta$ $\gamma$ 焼却装置の一部、既設の部分ですね。
0:18:17	そして、インベントリはすでに与えてありますので、
0:18:21	この $\beta$ $\gamma$ 固体処理棟さんで取り扱うインベントリーにも変更がなく、被ばく評価は変わらないというものでございます。
0:18:31	下に許可で記載ございます被ばく評価、一条大野説明のところでございます。
0:18:37	被ばく評価の記載を一部運用してございます。
0:18:42	竜巻の、内部被ばくの評価を事例にしておりますけども、
0:18:47	この中の記載では、化学処理装置、有機溶媒、結城技師格の5というもののメート利用を与えたまま、
0:18:56	にしております。
0:18:58	従いまして、内部被ばく外部被ばくについては、
0:19:02	数字に変更がないというものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:09	16 ページではですね、この液体廃棄物の取り扱いが、
0:19:14	受入施設、処理施設の各施設の中の設備、
0:19:19	どう対象廃棄物がどのように変更するのか。
0:19:23	いうのをお示ししてございます。
0:19:26	ちょっと移動の違いでお示しておりますのでちょっと、
0:19:31	ちょっと比にくいところがちょっとございますが、
0:19:37	施設では、受入施設の結城引地加来の方がベータ側の母体処理等参入 等、
0:19:44	その他
0:19:47	セメント固化装置の中の凍結用火災溶解槽をスラジそう等を使用停止 し、
0:19:54	あわせて対象廃棄物としてますスラッジそれから、液体廃棄物、市の取 り扱いがなくなるというものでございます。
0:20:05	17 ページでは四つめへの項目のご説明になります。
0:20:12	共用設備に関わる記載の見直し及び移動モニタリング設備の削除でござ います。
0:20:20	共用設備に係る記載の見直しですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:27	11兆の安全機能を有する施設の共用施設につきまして、
0:20:33	大洗研究所内での
0:20:38	所管を明確にするために記載の見直しをするものでございます。
0:20:45	無線管理設備、施設のうち固定モニタリング設備、モニタリングポスト ですね。
0:20:50	それと通信連絡設備の加入電話設備、
0:20:54	及び構内一斉放送設備につきましては、
0:20:58	大洗の往来研修喜多地区の原子炉施設の許可と、
0:21:03	管理事業の許可、それぞれ地震の共用設備というふうに記載してござい ます。
0:21:11	これでは、両方がそれぞれ地震のものというふうに思いますので、
0:21:18	所管を明確化するために、
0:21:20	喜多地区、原子炉施設のことを、
0:21:24	管理施設として共有させていただくと、そのような記載に変更するもの でございます。
0:21:35	移動モニタリング設備につきましては、
0:21:38	これは具体的なモニタリングカーになるわけですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:42	これは原子力事業防災業務計画におきまして、
0:21:47	原子力防災資機材と、そして、位置付けて配備施設配備してる。
0:21:54	ものでございます。
0:21:56	従いまして、この許可管理事業の許可における位置付け、
0:22:03	というところから削除をしたいというものでございます。
0:22:08	また
0:22:10	菅理事、放射線管理施設としましては、
0:22:13	固定モニタリング設備、これを配置していること。
0:22:17	事業所及びその境界付近におけます放射性物質の濃度及び線量と、
0:22:22	いうのは、適切に監視測定できるというふうに考えておるものでござい ます。
0:22:30	18 ページでは五つ目です固体廃棄物減容処理施設の専用の通信連絡設備 に關しましての記載の適正化をしたいというものでございまして、
0:22:42	現とか既許可にございます文言をですね、
0:22:49	管理施設用で
0:22:52	固体廃棄物減容処理施設を除くものと、
0:22:55	固体廃棄物減容処理施設用の通信連絡設備を備えたものと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:01	いうように、明確化したいというものでございます。
0:23:06	19 ページはその明確化によりまして、
0:23:11	緊急時対策所。
0:23:14	それぞれ、管理施設の季節、
0:23:18	の 18 節を管理します。現場縮小。
0:23:22	それから、だぶって不幸対立減容処理施設用の現場指揮所と、いうよ うな、
0:23:28	体制になるというのをまず表でお示ししているものでございます。
0:23:35	資料の説明につきましては以上でございます。
0:23:43	はい。規制庁伊東でございます。ありがとうございます。
0:23:47	それでは規制庁側から確認質問をお願いいたします。
0:24:16	順次質問、確認をしていってもらえればと思うんです。
0:24:27	すみません、規制庁の伊東ですけれども。
0:24:31	ちょっと中身の前に、全体的な、
0:24:36	今後、説明資料の準備の関係で、何を用意をしていくお考えがあって、 もう少し伺っておいてもいいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:45	今回その概要資料ということで、パワーポイントの資料をご用意いただいているんですけども、
0:24:51	それに加えて審査会合様の説明資料として、
0:24:57	どういう資料一式で説明しようとしてるのかっていうのは変わってもいいですか。
0:25:06	はい。原子力高イマイです。
0:25:11	ちょっと同じ機構の尾中の処理場のキョッカ変更許可の概要説明資料、これをですね、ちょっと元というふうに考えております。
0:25:23	変更の概要、それから許可書をどこに相当するのか。
0:25:30	そのポイントをとですね。
0:25:33	処理場の説明の場合におきましては、
0:25:39	許可基準規則との適合、
0:25:42	つきまして説明をさせていただきます。
0:25:45	特に第2回の審査会合では、変更のないところにつきましても、説明をするというようなお話があったかと思っております。
0:25:54	従いまして、今、ちょっとしておりませんが、許可基準規則での、
0:26:01	キキョカーと今回の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:05	変更を、どのような差異があるのかわからないのかというところをお示しする ものが必要だろうと。
0:26:14	いうふうに考えております。
0:26:16	またあと、スケジュールですね、今後申請に係るスケジュールというの も必要なのかなと、そのように今考えたものでございます。
0:26:26	聞けてもいい統一ありがとうございます。
0:26:29	そうですね当間基準適合性の考え方は今回の変更内容と対になって必要 となると思いますので、早急にご準備大東を示しをいただければと思い ます。
0:26:42	あとは今日この後何点か確認の質問をさせていただきますけれども、
0:26:49	申請書、
0:26:51	等添付書類、
0:26:53	ここに書かれていないようなところっていうのは
0:26:58	今回の質問の内容に対するエビデンスといえば、
0:27:05	事実関係として、補足説明資料を 50 ご準備いただいてそれで説明をし ていただくという、
0:27:13	いうことになるかと思えますし、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:16	あとは、
0:27:18	そうですね。
0:27:20	あと申請書をの、
0:27:24	主な変更点ですかね、集計してどこを変えているのかっていうのをわかる資料。
0:27:32	お示しいただきたいというふうに思っております。
0:27:41	はい。原子力今井です。
0:27:44	そうしました。
0:27:46	あと今後補足説明資料、それから新旧の抜粋ですね。
0:27:52	これにつきましても、あわせて
0:27:56	後の方でご説明したいと思いますこちらは、新旧の方は補足説明資料かその辺りはまた調整させてください。
0:28:04	はい、わかりました。
0:28:06	はい、他の質問ありましたら順次お願いいたします。
0:28:19	あ、規制庁中澤です。
0:28:25	すいませんそもそもちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今回の変更に至った背景、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:34	というのをちょっと簡単に教えていただけますでしょうか。
0:28:54	はい現職イマイです。
0:29:18	と、
0:29:19	トリガーは、
0:29:38	はい。すいません原子力、
0:29:50	原子力をイマイです。すいません。
0:29:52	今回管理施設の一本化の新規制基準伴います、設工認をあわせて申請させていただきますいております。
0:30:02	これにあわせまして、特に J M T R の 1 冷却水の嶋塩野停止に伴いまして、
0:30:11	は廃棄処理等に関わる化学処理装置等の使用について、提出することができる見通し、合わせて設工認、あわせてそちらの方を
0:30:22	反映させたいというふうに考えております。
0:30:25	こういったことから、
0:30:27	今回、記載の適正化等も含めてですね、併せて変更許可として
0:30:35	出させていただきたいと、いただいたというものでございます。
0:30:42	機構の喜多村でございますがちょっと補足よろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:30:46	はい。お願いします。
0:30:48	はい。ですね、まず今回の変更のですね概要ということで、5点ござい ますけれども、
0:30:56	まず一番大きなのはですね02のですね有機廃液一時格納庫の使用の停 止というところが一番まずは発端としてあったということでございまし て、
0:31:06	これにつきまして我々事業者といたしまして、リスク低減というところ が一番大きな主目的としてあるかということで、
0:31:14	この
0:31:17	この資料のですね仲野説明しておりますけれども、廃止することが可能 であるということを確認しましたので、今申し上げましたリスク低減の 観点から実施しようということで、トリガーが入ったということでござ います。
0:31:30	金丸さんのですね廃液処理棟の化学処理装置、この件につきましては、 これはもうJMT Rの廃止が決まってですね。
0:31:40	炉の一次冷却水ですね、これの排出量が極端に減ることがわかり ましたので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:50	これもですねそれであればリスク低減の観点からですね、この化学処理装置の廃止ということを考えるべきであるということでトリガーが入ったということです。
0:32:02	それから共用設備につき4番目の共用設備につきましては、HTTRが合格しましたので、
0:32:09	そういたしますと、HTTRと共用しているものについては、現状お互いのものを共用するというような記載になっておりますので、
0:32:20	これは所管を明確にする必要があるということは従前からわかっておりましたので、このHTTRの合格に合わせて新たな許可変更の際に、これを実施するということを考えておりましたのでそういうことでございます。
0:32:35	で、
0:32:36	①の外部からの証言に対して維持すべき安全機能の適正化といいますのは、
0:32:42	この一つ前の平成30年の、
0:32:45	許可をいただく際の安全審査書の審議の際にですね、規制委員会で幾つかコメントがあって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:55	その際にですね、今回は無理だけれども、この次の廃棄物管理施設の審査にはこの考え方を反映しようと、そういうような発言があったと。
0:33:07	我々は理解しておりますので、今回ですね、この②から⑤までの許可の際にですね、次の廃棄物管理施設の許可変更ということなので、
0:33:21	この外部からの衝撃に対して維持すべき安全機能の適正化というものを考え、これに含めてやろうということで、トリガーが引かれたと、こういうようなことと、
0:33:31	ということでございます。
0:33:33	こういった内容でよろしかったでしょうか。
0:33:37	規制庁中澤です。わかりました。ありがとうございます。
0:33:50	すみません、規制庁の伊藤ですけれども、ちょっと今の中側からの質問、関連してなんですけれども、
0:33:58	特に①の関係、
0:34:04	適正化っていう寿いを7ページ以降で、していただいているんですけども、
0:34:11	ここの考え方をもう少し表していく形にさせていただいた方が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:18	なぜこの変更するのかっていうのがわかるのかなとは思っておりまして、
0:34:27	現行平成 30 年の許可が出て行って、そこで
0:34:34	竜巻に対するの設計は、
0:34:40	許可されているんだけど、
0:34:44	リスク。
0:34:45	実際その管理施設なのっていうリスクに対して、
0:34:50	守り過ぎだからとか、
0:34:53	あとそのあとに処分を受けている試験の施設、
0:34:59	いや、他の
0:35:02	それ以前ですね、プレゼンタープロな適用がされているような試験炉施設、
0:35:09	それで、
0:35:10	その方をバランスで改めて見たときに
0:35:15	ここは必要やっぱり必要で、この辺の応答設計は、ここまで必要はないっていうことを、
0:35:24	事業者として見直されたので、それを

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:29	改めて
0:35:32	設計方針に表したいからってそういう理解でいいですかね。
0:35:39	はい。原子力をイマイです。ご指摘の通りです。
0:35:43	ちょっと今回のパワーポイントの資料、
0:35:47	ところで、ちょっとそこの辺り、実際にちょっと証言できてないところ ありますが、
0:35:52	言葉としましては少し、
0:35:55	何て言いますか。
0:35:57	守り過ぎというふうにはちょっと表現は、
0:36:02	言いにくいところがございます。Y E S べきものは何かというところ で、考え方を合わせたというもので、
0:36:10	特に安全機能、遮へい閉じ込めが消火というところで、こちらの方が維 持することによって、
0:36:19	すべての安全機能を、人による代替も含めてですね、守られるというこ とが、バランスがとれるというように考えてたものでございます。
0:36:30	試験炉も含めてその確認施設に対する竜巻防護炉も実績を積み上げて きていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:38	どの程度のレベル感で統合するのかっていうところも、大体その形成されてきているのでそれに合わせて見直しを、
0:36:48	をしたい。
0:36:50	というのは、お考えという理解です。はい。
0:36:54	はい。
0:36:55	原子力イマイですその通りでございます。
0:36:59	はい。ちょっとその辺考え方をまた読みやすく整理をしていただければいいかなと思っております。
0:37:10	原子力はまだ承知しました。
0:37:14	はい。
0:37:16	白尾ちょっと確認をしたいんですけども。
0:37:20	7ページ8ページで、支店の例を有料されているんですけども、
0:37:26	特に8ページなんかで、表の一番左側に、
0:37:30	にグレータープラスできましたって書いてあるんですけども、これ
0:37:34	具体の施設でいうとドレーンの施設のことを言ってるんでしょう。
0:37:41	原子炉こうイマイです。これは大洗のHTTRになります。
0:37:46	ですよ。プラスがあっても

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:50	100メートル警察なんてを想定しているってということなんで、
0:37:55	比較的言うとそれ以外にもう1把JAとして試験を、
0:38:02	ちょっと上げていると思うんですけども、
0:38:06	この場合とHTTRを比較して相対的なんですかね。
0:40:03	試験研究炉さんのJA愛知のものを、ほかには、
0:40:13	いけますかということで、
0:40:15	お願いしまして、
0:40:18	例えばJRRスピーカーンといったところがございますが、今回、代表 をお示しするということで、資するという観点で、
0:40:31	同じぐらいのHTTRを用いて表現させていただいたというものでござ います。
0:40:40	音声られるのでしょうか。
0:40:43	はい。大丈夫です。うん。
0:40:47	すみませんとイトウですけども、ですけども、
0:40:54	竜巻に対するグレーデッドアプローチっていうところというところ
0:40:59	重要度のクラスはSクラスを有しない場合には、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:05	過去の履歴からハザード設定をするっていうところで、それはだからグレートアプローチが適用されている施設とされてない施設の
0:41:15	大きな差があるのかなと。
0:41:17	思うんですけども、その上で、
0:41:20	今回の変更内容に照らして
0:41:26	例えばJ R R CとかN S R Rとかに比べて、これで説明をしたいっていうことですかね。
0:41:37	99のキタムラございます。
0:41:39	ちょっと先ほどの今、説明いたします。
0:41:44	農学部指針に対してということでございますので、同じ大原飯野を研究報ペーパーと比較するのがよからうということで、H T T Rを書きました。
0:41:55	おっしゃる通りグループアプローチの考え方といたしますと安心ないっということが必要かと思いますので、少なくとも心理プラス施設、
0:42:06	試験研究炉、これと比較した方が、考え方の整理という意味ではないかもしれませんが。ちょっとそこを検討させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:42:17	はい今回説明したい目的に対して、木下施設を説明をいただいた方がい いかなと思うんでちょっとそこは検討いただければと思います。
0:42:29	はい。機構の田尾でございます。承知いたしました。
0:42:38	どうぞ。
0:42:46	規制庁の赤沢です。7ページのところでちょっとお伺いしたいんですけ れども、
0:42:55	一番下の方に、
0:42:57	外部からの衝撃により、安全機能をそうした喪失した際には、大体、 次。
0:43:05	いや、機器を用いて機能を維持するというふうにあるんですけれども、
0:43:10	具体的にどのような設備、
0:43:14	について大体、どのような機能について代替設備を考慮されているんで す。
0:43:20	でしょうか。
0:43:25	はい。延長です。これは仮想化機能を、
0:43:32	いわゆる超書きですか。
0:43:35	通信連絡設備の、具体的には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:40	藤橋場で、そういったここに 있습니다。
0:43:49	規制庁中澤です。
0:43:55	消化器と通信連絡その二つのみ
0:43:59	ということで、はい。よろしいでしょうか。
0:44:03	A3。
0:44:08	すいません。ちょっと今、1例としてと申し上げました。はい。放射線 管理施設の定めた、
0:44:21	なるほどですね、鳥羽もございます。
0:44:24	ちょっとその辺り、資料の方がそのあたり、具体的な例でお示しいたし いたします。
0:44:35	はい、わかりました。よろしくお願ひします。
0:44:52	規制庁の伊東ですけれども、
0:44:55	今回許可が出たのが平成30年で大分前になるというところもあって、
0:45:05	それを管理施設っていうものはそのどういう施設なのか、どういう廃棄 物をどっかで受け入れて、どう処理をして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:15	<p>どういう廃棄体があるのかって言うところの、施設の全体像がわかるような説明っていうのを、参考、この概要資料の後ろの方に参考で付けて形でも、</p>
0:45:27	<p>いいと思うんですけども。</p>
0:45:29	<p>ちょっとわかるようなものをつけていただくと、いいかなというふうに考えています。</p>
0:45:40	<p>はい、承知しました。</p>
0:45:43	<p>施設全体をですね、させていただきます。はい。よろしく願いします。</p>
0:46:10	<p>それはちょっと先に進ませていただきまして、</p>
0:46:14	<p>由井規制庁の仲田です。有機廃液の一時格納庫の使用の停止の方についてちょっと後、質問させていただければと思います。</p>
0:46:28	<p>今一時格納庫の中に、廃棄が実際に入っていると思うんですけども、</p>
0:46:39	<p>停止する前にこの廃液をどのように処理さなどのような中、すいません。</p>
0:46:47	<p>この言うキャーキャーどこかに持っていったり、処理したりっていうことを考えているのでしょうか。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:00	原子力高イマイです。現在今有機廃液四角ので保管している結城伊井廃棄はございません。
0:47:12	カラーでございます。わかりました。ありがとうございます。
0:47:21	同じ 11 ページの下の方にですね、これまでの有機廃液の発生量について説明いただいているんですけども、
0:47:39	これまでの最大が年間 50 リットルで今後 10 年間、
0:47:44	予定量は 10 枚と 40 リットルと減ってる意味見えるんですけども、
0:47:51	どうしているのか、教えていただけますでしょうか。
0:47:57	はい原子力イマイです。
0:48:00	この有機廃液いいですけども主には、北井シンチレーターの廃液等々で
	ございます。
0:48:10	この分析設備の廃液でございまして、分析設備機器そのもの、廃液の使用量というのが設備機器の工場が変わってきてるといことと、
0:48:22	分析頻度というの変わってきてるといことからですね各施設側からの発生量というの変わってきたといものでございます。
0:48:38	はい。規制庁中澤です。
0:48:43	はいわかりましたありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:47	規制庁伊藤ですけれども、今のところですけど、
0:48:52	これまでのその発生量の年ごとの履歴であるとか、あとは今のお答えい ただいたような、
0:49:02	減っているのかで、このこういった発生量が見込まれるのかっていうと ころは、それちょっと資料として整理をして、お示しいただきたいと思 います。
0:49:17	原子力をイマイです。承知しました。
0:50:17	そうですよ。
0:50:18	くらいですか。
0:50:32	すいませんとイトウですけれども、
0:50:37	結城僻地格納庫は、
0:50:41	許可上フランスから削除するということですかね。
0:50:46	停止っていう記載になるのかもしれませんが、
0:50:51	一方で
0:50:53	現在ある、
0:50:55	結城大庭医長層を液体廃棄物のPDSつに続けるっていうことで、これ だから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:01	施設区分として受け入れ施設、
0:51:05	2、明記をされるってということですよね。
0:51:10	原子力高イマイです。その通りでございます。
0:51:15	はい。そうでしたら、
0:51:18	受け入れ施設としてのを基準適合の考え方っていうのは必要に、
0:51:25	なると思いますので、その点ちょっと
0:51:29	今後準備いただきですね、基準適合の中でも説明を整理をしていただければと思います。
0:51:38	原子力イマイです称しました。
0:52:03	ちなみにと今、今のお考えを聞いていきたいんですけども、
0:52:07	南條の関係で説明をしようとしてますでしょうか。
0:52:56	すいませんイトウですけどももう少し回答時間かかるようであれば、 今すぐお答えいただかなくても、資料を示し、お示しいただければと思 います。
0:53:09	原子力をイマイです。はい。
0:53:12	基準適合の説明の方で示させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:16	はい。あとは関連して説明が必要な条文ほかにもあると思いますので、 そこは、そういった視点ですね、
0:53:26	検討いただきたいと思います。
0:53:31	原子力を今や称しました。
0:53:47	では、次に進みまして、化学処理装置の停止の方に、背
0:53:55	幾つかお伺いさせていただきたいと思います。
0:53:59	まずう。
0:54:02	化学処理装置の停止にあたっては、
0:54:08	停止というのは、具体的にどういったそっ中だったら停止になるんでし ょうか。例えば
0:54:15	配管を外したりとかそういうことになるのでしょうか。
0:54:26	原子力をイマイです。
0:54:28	はいまず化学処理装置内にあります水ですとかスラジですとかそういっ たものをすべて取り除くと、除染をすると、取り除いて除染をするとい うことになります。
0:54:40	それから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:43	万が一ですね、除染ができなければですねその部分を、固定化処理、今塗装ですとかそういったことで、固定化処理をいたします。
0:54:54	それらにその装置等々が使えないように、電気的にはこの系統の李線ですとか、
0:55:02	配管、排水配管等々は、過失な処置。
0:55:06	ちょっとこちらについてはまだ少し具体的なところを確認させてから、回答させていただきたいんですが、
0:55:13	ブラインドをなり、外部の処置なり、等々を予定してるものでございます。
0:55:26	はい、わかりましたありがとうございます。今の今の関連して、
0:55:32	今化学処理装置に溜まっている水というのは、
0:55:41	資料の停止までに外に出すということなんですけれども、どのように処理されることを考えているのでしょうか。
0:55:53	はい。
0:55:54	原子力カマイです。これは処理のフローをに従いまして、セメント効果をしていくということになります。
0:56:05	藤セメント固化というのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:56:10	一旦各種処理装置から出して、蒸発装置からにかけて処理をしてから、セメント固化、
0:56:18	ということでしょうか。
0:56:30	現状機構ショウジです。
0:56:32	ですね今、化学処理装置の方に保有してる、廃棄についてはですねある程度、化学処理装置の流れでですね薬品出て処理を行いますが、それ以外、少なくなればですね、それ以外、蒸発装置等ございますので、
0:56:48	そちらの方に、
0:56:49	そうしてですね、処理を行うと。
0:56:53	いうことで考えております。
0:56:57	中央は、
0:56:59	規制庁ナカザワです。わかりました。ありがとうございます。
0:57:04	すいません。規制庁の伊藤ですけれども、衛藤。
0:57:07	浦野ショウジさんがお答えいただいたのは、
0:57:11	化学処理装置に
0:57:16	がなくなって以降のその処理のことをおっしゃっていたんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:24	質問をしているのは、今たまっているものをどうしようとしてますかという話で、
0:57:32	それ一旦例えば貯槽の方に戻して、
0:57:37	蒸発処理装置側に流して処理をするということなのか。
0:57:45	どういう処理をするのか、っていうことと、あとは
0:57:53	現状の
0:57:56	やり方ですと、その維持管理に必要な処理っていうのは認められていると思うんですけども、
0:58:04	だからそれ、今のその書類、今の許可の処理フローで、
0:58:09	処理をするっていう言葉はそうではなくて本項を元今回の変更を踏まえた処理として、蒸発処理装置側でやろうとしているのか。
0:58:20	どういうふうに処理をしようとしてるのかっていうところを伺いたいと思います。
0:58:36	原子力をイマイです。まず、現行の処理フローに従って処理することになります。
0:58:50	そうすると、それは
0:58:56	マンションで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:59	維持管理、はい、どうぞ。高野北野ございますが、ちょっとですね、なかなかこれ難しい答えでございまして、
0:59:10	これオーバーフローをさせて上澄み液を排出するというやり方ですので、現状のですね処理の仕方ではどこまでいってもこの水はなくならないということです。
0:59:23	ですので、スラッチですとかそういったものですねし溜まっているものの処理が完了しましたら、この上澄みはですねそのまま高温廃液レベルでは、
0:59:36	になると思いますので、放出する、万万が一放出レベルでない場合はですね先ほど荘司が申しましたように、蒸発濃縮をして処理をするところというフローになるということで、
0:59:49	イマイとショウジがですね個別に行ったものを実際には組み合わせることになるということが回答内容になります。
1:00:01	正常イトウです。ありがとうございます。半分ぐらい理解し合ってた気がします。
1:00:10	この場合の、現行のフローにしたが、
1:00:16	処理というのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:18	その緒
1:00:21	町規制議長の適合後の処理というよりは維持管理のために必要な処理と していろいろ
1:00:29	まとまっている部分の処理をするという説明だったですかね。
1:00:36	原子炉機構の喜多村でございます。はい。その通りでございます。現状 の化学処理装置を用いた処理は維持管理のための処理ということになり ます。
1:00:49	それはあくまで
1:00:52	新規制基準の適合の上処理をしなければいけないのは、
1:00:56	例えばH T T R運転。
1:00:59	2 伴うものであるとかそういったものなので、現行でも処理が可能なん だっというご説明だったことですかね。
1:01:09	はい。その通りでございます。この化学処理装置はJ M T Rの炉水でご ざいますがJ M T Rも、もうすでに運転してなくてですね、出てくる 排水は維持管理のための排水になりますので、
1:01:22	そのカテゴリーでいけばすべての液体廃棄物の処理装置を使う、使って の処理が可能だという位置付けには変わりございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:34	かありがとうございます。
1:01:36	ちょっとこの辺のその処理の考え方も含めて、
1:01:40	あとは経費とは何かっていうところも含めて、資料にまとめて提示いただければと。
1:01:47	機構の北野でございます。承知いたしました。てCに向けてのですね処理ですとか、停止のための措置ですね、こういったところを、わかるように資料に反映するようにいたします。
1:02:01	はい。よろしく申し上げます。
1:02:08	そうな。
1:02:17	規制庁中澤です。すいません、単純にちょっとお聞きしたいんですけれども、化学処理装置の
1:02:26	スラッチ。
1:02:28	倉地層の手前ですね。
1:02:30	2、凍結最尤改装というのがあるんですけれども、これは一体どのようなことをする設備なんでしょうか。
1:02:47	原子炉、原子力機構の北野でございます。ちょっと難しいことなんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:54	まず、スラッジはですね水分を含んでおりますので、といいますか、どちらかという水の中にスラッジが浮いているというイメージを持っていただけるとまずありがたいです。
1:03:07	これをですね、凍らせていきますと、
1:03:10	最初ですね周りから凍っていきますので、スラッジ成分がですね、真ん中に集まって行って、
1:03:18	いうことになります。で、これを今度溶かすとなりますと、スラッジが濃くなっていない、スラッジがなくなってですね、こういった水のところから、
1:03:30	溶けていきますので、そうするとスラッジ成分が凝縮されるということになります。
1:03:37	そういうことで、凍結再融解をして、スラッジ成分を凝縮させるとそういったイメージのものになります。
1:03:47	こういった説明でよかったでしょうか。はい。大丈夫です。よくわかりました。
1:04:15	すみません、規制庁の伊藤ですけれども。
1:04:18	資料の資料、先ほどのご説明だと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:23	液体廃棄物について、
1:04:29	今後蒸発処理装置で処理をしていくということ。
1:04:34	ですので、
1:04:36	衛藤これまでの排出量、
1:04:39	料理デッキ、今後の発生見込み。
1:04:43	藤大畠はその浄化処理装置のその処理能力ですかね。
1:04:48	だからこれまでその蒸発処理装置で処理してきたものに対して、
1:04:54	一部減ったとはいえ、化学処理。
1:04:59	装置の側で処理してきたものがアドオンされるってということだと思うので、
1:05:04	なので、今後、その処理量が増えた場合にも受発注スポーツにおいて処理が可能であるという、定量的な説明をしていただければと思います。
1:05:19	原子力をイマイです。
1:05:21	承知しました。
1:05:24	はい。よろしくお願いします。
1:05:31	箕浦です。
1:05:33	よろしいですか。ちょっと関連してなんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:37	下今福処理装置と蒸発装置 1 を使って液体のを処理していたと。
1:05:46	いうことで、
1:05:47	今後は蒸発のみになるというところですけども、
1:05:51	先ほどの処理能力のお話もそうなんですけども、処理方法を変えるとい うところで最終的に発生するセメント体の構成も変わってくるんじゃない のかなというふうに考えておりまして、
1:06:05	こちらはこちら程度。
1:06:08	学処理装置をなくすことによって増えたりとか減ったりとか、
1:06:14	これって、
1:06:16	どういったことになるんでしょうか。
1:06:32	とする。
1:06:33	原子力機構の喜多村でございます。衛藤。今のご質問は、
1:06:39	化学処理装置を廃止することによって発生する、液体廃棄物を固化した ドラム缶の数が変わるかどうかと、こういったご質問でございませう か。
1:06:52	規制庁の稲毛です。北村部長のおっしゃる通りの質問でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:06:57	機構の北野でございます。それであればですね定性的には減ることになります。化学処理そうちいにやってくるですね、J M T Rの炉水。
1:07:09	を処理する量だけ、定性的には減るということになります。
1:07:17	適切になる。
1:07:18	承知いたしました。ありがとうございます。
1:07:39	規制庁の中澤です。
1:07:43	穴戸もちょっと関連するんですけども、
1:07:56	廃棄体廃棄物を化学処理。
1:08:00	風致で処理した後に、セメント固化体にしてドラム缶に、
1:08:06	すいません、化学処理装置で処理した後の、
1:08:12	後にできたドラム缶等、
1:08:14	廃液蒸発装置で処理してできたドラム缶の、
1:08:20	表面線量って、
1:08:24	どちらが高いとか、そういう傾向があったりするんでしょうか。
1:08:34	原子力高イマイです。
1:08:37	ないどちらもほぼ同じというのが傾向でございます。
1:08:43	わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:44	ありがとうございます。
1:08:50	政府のイトウですけれども、今の質問の合図としては、だから、
1:08:57	処理、処理方法は変わらないんですけれども、その蒸発処理装置で処理する範囲が少し変わるということだと思うので、
1:09:07	結果として、表明線量って変わるのかっていうところと、課題1の戦略変わるのかっていうところと、
1:09:14	それはだから、現状から枠内なんですよという確認ですかねそういう意味では、
1:09:20	ではないってことがお答えなのかなという理解をしました。
1:09:28	ディーゼル機構の喜多村でございます。はい。その通りでございます。それぞれ装置の当然能力というのがございますけれども、結局作るですね
1:09:39	今セメントで固めたドラム缶というのは、結局、どういうものを作りますというのは決まっておりますので、そのスペックが変わるものではないということですので、ドラム缶として見た場合の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:53	鳥栖何と申しますか、あえて性能と申し上げますけれども性能という意味では、この変更前後で変わるものではないと、こういう技術的な背景によるものでございます。
1:10:08	ありがとうございます。
1:10:15	規制庁の中澤です。
1:10:17	すいません 13 ページの図でちょっとお願いがありまして、
1:10:22	今この図ですと、使用停止する化学処理装置のみが書いてあると思うんですけれども、
1:10:30	停止しても残るけど、廃液上海域上は装置に向かう。
1:10:37	ルート等もちょっと
1:10:40	追記していただいた方がわかりやすいかなと思うので、
1:10:43	そうですね。あまりわかりにくくならない範囲で対応お願いできればと思います。
1:10:54	原子力をイマイです。承知しました液体廃棄物を受け入れた別のルートをはわかるようにですね、ちょっと表現の方を見直しさせていただきます。はい。よろしく申し上げます。
1:11:13	規制庁中澤です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:17	住民税新型の方でちょっとお伺いしたいんですけども、
1:11:24	図の上に書いてある。
1:11:26	1回廃棄物強い。
1:11:29	あれですけども、
1:11:32	もう書いてあると化学処理装置の
1:11:35	使用と液体廃棄物シーンに何か関係があるようにも読めるんですが、
1:11:43	関係あるものなんでしょうか。
1:11:55	原子力機構の北野でございます。ですねちょっと表現がまずかったかな というふうに今反省しております。化学処理装置の使用、化学処理装置 を使ってですね液体廃棄物COと、
1:12:08	処理しているものではございませんのでこのこの伴いはですね今回の 仕様の提示という郡に合わせて問い合わせるとい意味合いを持たせた いがための伴いございまして、
1:12:20	これですと下学的とか技術的に伴うのは、ともないというふうにちょ っととられかねませんので、ここはちょっと表現を見直させていただきます。 ます。
1:12:33	承知しました。よろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:37	規制庁の伊藤ですけれども、神野させていただきます。
1:12:43	はい。今のお話はだから期待は厳しいの取り扱いの話は全く別の話であ って、
1:12:52	だからこういう見込みがあってその処理の対象として、
1:13:00	許可に許可の説明に入っていたんだけどこういう理由で取り扱い が、今後なくなるので、
1:13:09	管理施設における三種類の対象から除外をするっていうこと。
1:13:15	ですかね、示していただく説明としては、
1:13:20	原子炉機構の北野でございます。そもそもですね液体廃棄物Cの発生想 定しておりましたのが、J M T Rでございますして、このJ M T Rの廃止 に伴ってこの多分液体廃棄物Cも出てこないということにしてござい ますし、
1:13:37	それから過去の実績といたしまして液体廃棄物を受け入れた実績もござ いませぬので、それとあわせて、
1:13:43	今回廃止がで廃止といいますか削除ができるであろうという考えでござ いますので、そこの子細がわかるように資料に記載させていただくよう にいたします。はい、わかりました。お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:14	今、
1:15:18	次の方に進ませていただきたいと思います。規制庁の中澤です。
1:15:26	10、15 ページでちょっとお伺いしたいんですけども、
1:15:31	下の下側の表の、
1:15:35	真ん中の列、
1:15:38	の一番上の表の上カラー
1:15:43	4 番目ですかね。
1:15:45	ここに、今回、
1:15:49	受け入れ施設として新たに、
1:15:51	指定する勇気を前ちょっとを含むがんは、 $\beta$ $\gamma$ 焼却装置ということで線量評価の値があるんですけども、
1:16:01	この値は行き終わり貯槽を含む、建屋内すべてが対象。
1:16:09	矢内数字を対象として線量評価をしていただいているということでしょうか。
1:16:20	原子力はイマイです。はい。この施設としての被ばく評価の値になります。
1:16:27	有機溶媒貯槽腹部施設として、 $\beta$ $\gamma$ 固体処理棟さんの評価。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:33	承知しました。
1:16:53	続いて 16 ページでちょっとお伺いしたいんですけども、
1:16:59	規制庁の中澤です。
1:17:01	変更前の、
1:17:06	変更前の化学処理装置のところに、分析フードが入っているんですが、
1:17:13	変更後の方に、
1:17:20	化学処理装置に書いてあった分析するとか、蒸発、
1:17:25	装置 1、
1:17:26	の方に移ってきてまして、
1:17:29	その内 3 期は機器管理棟に設置というふうになっているんですけども、
1:17:34	これは
1:17:37	今の許可上どういう扱いになっているんでしょうか。
1:17:44	はい原子復興イマイです。
1:17:46	藤は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:48	これは今、全体としては、4基ございましてそれはすべてこの廃液処理棟の化学処理装置に基づく紐づく分析フードというふうにさ、立ってございます。
1:18:01	今回、この化学処理装置に関連する部分を場所を停止するわけでございますけども、この分析フードというものについては、
1:18:13	独立したものでございまして、
1:18:16	これについては、引き続き、現存するというふうにするものでございます。
1:18:23	位置付けとしましては、この廃液状発送地1の附属設備と、
1:18:30	いうふうに
1:18:32	するものでございます。
1:18:34	ただ4基あるうちですね、もともと、
1:18:39	設備の設置場所ということでは、については、
1:18:44	管理機械棟というところに今あるというところを明記したものでございます。
1:18:56	規制庁中澤です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:18:59	という等、今の危機管理等にあって、分析をどう移すとかそういう話ではないということでしょうか。
1:19:10	はい。原子力マイです。その通りでございます。これに伴う工事等々ではございません。
1:19:17	記載を、の明確化をしたものでございます。
1:19:23	原子力機構の喜多村でございますけれども、一つ前の15ページにちょっと戻っていただきまして、
1:19:29	表がございまして一番左の表の上から三つ目のところにですね、
1:19:37	説明で管理機械棟がございまして、そこのですね、機器、
1:19:43	設備機器ということで分析フードというのを挙げさせていただいております。で、ここにあるインベントリーが被ばく評価のためのインベントリーということで、
1:19:54	そもそもこの管理機械棟に分析フードがあって、被ばく評価を実施しておりますということがこれでもわかるかと思しますのでもともとあったものということがこれで明確にはなるかと思ます。
1:20:11	承知しました。ありがとうございます。
1:20:27	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:32	じゃあなかった。
1:20:42	すいません。市長の伊藤ですけれども、ちょっと今の質問との関係で、 確認ですけれども、
1:20:48	その施設区分としてはその廃棄処理等の、
1:20:53	廃液蒸発装置ⅡAひもづく設備として、分析フードは、
1:21:01	はい。
1:21:03	大友それが関連するようになっているってということですか。
1:21:16	原子力イマイですその通りの理解でございます。
1:21:22	置いている場所だけ管理費該当であるということですか。
1:21:27	はい。現状今です相当です。
1:21:33	わかりました。
1:21:37	あとちょっと別の質問なんですけれども、
1:21:40	15 ページのところ、
1:21:44	④のデータがなく、第1 ショウジ 100 台廃棄物の処理を行う施設のところで、
1:21:51	有機溶媒貯槽のところですね。
1:21:55	ベータ値処理棟 3-D 設備の方のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:02	耐震クラスのこれ有機溶媒貯槽、
1:22:05	受け入れ施設として、BBしますという記載になっていて、
1:22:14	もともと
1:22:17	現行R3行き入れ1発のコアCクラスなんですけれども、
1:22:23	内容物として扱うものはおなじだと思うんですが、片やCで仮定にな ってるという考え方っていうのを確認させていただきますか。
1:22:45	を、
1:22:49	はい、原子力機構ショウジです。衛藤。
1:22:53	ですねβγ固体処理棟、βγ焼却装置が設置されているデータが固体処 理棟さん。
1:23:02	それとですね、データが焼却装置これにつきましては現行、耐震クラス のBクラス、ということで施設、
1:23:11	で許可を取っているところでございます。
1:23:14	なので同じくですね、
1:23:17	焼却装置に附属してます有機溶媒貯槽についてもですね同じ耐震クラ ス、内容物についてはですね結城廃液一時格納庫と同じ扱いのものでご ざいますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:29	レベルが上がるわけではございませんが、
1:23:31	そういう区分上ですね同じ施設の中にあるという考えで、耐震クラス B ということで記載をしているものでございます。
1:23:43	それは、施設区分として切り分けられたときも、一つの受け入れ施設に なったときにも、
1:23:51	本来は真相ってなんですかね。
1:23:56	機能喪失時の影響としては、
1:24:00	ではそこは衛藤大江現行と同様に B としては、
1:24:07	設計をしますってということですか。
1:24:11	はい、原子力競争ですはい。おっしゃる通りです。
1:24:23	はい。
1:24:24	わかりました。
1:24:46	これ、
1:24:47	ちょっと、
1:25:22	あとすいません規制庁のイトウですけども、
1:25:31	処理設備の話に
1:25:35	戻りますが、各処理設備を停止をするに伴って、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:40	変更が生じる。
1:25:43	範囲ってというのは、
1:25:48	処理施設以外の
1:25:51	観点でいうと何が変わるんでしょうか。
1:26:07	例えば計測制御系統施設とか、液がなくなったりとか、
1:26:13	伴った変わる部分ってというのは幾つかあるのかなと思うんですけども、そういう意味で見たときにどういう影響があるのかという質問です。
1:26:51	はい。廃棄物、
1:26:54	原子力を掃除です。現状ですね、継続性設備、
1:27:00	ただだというふうには考えておりますが、それは再度確認いたします。現状では計測設備のみと考えてます。
1:27:09	はい。経費とは何かっていう考え方を整理いただく延長の話だとは思いますが、ちょっと網羅的にどういう意見があるのかっていうところは
1:27:22	整理して提示をいただければというふうに思います。
1:27:28	はい。原子力今井です。承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:06	ちょっとあるんですか。
1:28:17	規制庁中澤です。17 ページの、共用設備に係る記載の見直しについてちょっと確認させてください。
1:28:27	ここで言っている所管を明確にするというのは、設備を、
1:28:35	設備には変更がなくただ書類上、
1:28:38	というか、書類上所管が移る。
1:28:42	というイメージでよろしいでしょうか。
1:28:47	はい原子力イマイです。鳥居です。設備そのものは、特に変わるものではないです。
1:28:55	表現の見直しになります。
1:28:57	はい、わかりました。
1:29:07	下の規制庁の伊藤ですけれども、
1:29:12	これ仮に
1:29:15	スケート施設、
1:29:16	監事主体になって管。
1:29:20	挨拶管理施設としては、
1:29:22	その共用を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:25	受けるというか、
1:29:27	何使ってもらうのはキー扱いに、
1:29:30	なった場合に、真崎の話ですけれども、
1:29:35	試験炉施設と廃棄物管理施設等、
1:29:39	これまで試験用施設を順次役割を終えたら赤い数字になっていっている と思うんですけれども、
1:29:47	これはどっかでそのを管理施設だけが残るという、
1:29:52	いうことになるのかなあと思うんですが、その場合等を管理事業とし て、
1:29:59	本当に管理主体になるっていうふうに事業変更するって言ったんですか ね。
1:30:09	現状機構の喜多村でございます。はい。おっしゃる通りでございますし て、現状は原子力施設原子炉施設の
1:30:18	モニタリングポスト等々の設備ということでそれを廃棄物管理施設が使 わせていただく、共有をさせていただくという記載になりますが、
1:30:29	当然のことながら原子炉施設が廃止措置お迎えでということになります れば、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:37	残るは廃棄物管理施設ということになりますので、そのときには、原子炉施設の廃止措置のタイミングに合わせて、
1:30:48	また
1:30:51	廃棄物管理施設のものにするというような変更が必要というふうに考えております。
1:31:00	規制庁の梅津お考えはわかりました。
1:32:08	はい、わかりました。
1:32:12	規制庁の赤沢です。
1:32:14	資料 18 ページの通信で連絡設備について、ちょっとお聞かせいただければと思います。
1:32:22	変更前と変更後で、書きは、書き分けているんですが、これを書き分けることによって、何かメリットはあるのでしょうか。
1:32:40	原子力をイマイです。
1:32:46	そうですね役割設置場所と役割の明確化ということで、
1:32:54	この
1:32:56	多様な通信連絡設備を設けるというところが、
1:33:00	複数箇所を設けることができる、ですとか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:33:04	そういったことが逆に言いますとちょっと読めないというふうに考えていたものでございます。
1:33:11	従いまして複数系統ここには具体的な2系統になるわけですが、
1:33:17	その系統を設けることが設けるということが明確化されると、そのように考えたものでございます。
1:33:28	規制庁中澤です。ありがとうございます。今現在も2系統は、
1:33:34	形、
1:33:35	許可によって、
1:33:37	今現在も2系統あって、
1:33:41	何か接追加追加の設備を設けたりというわけではなくて単純に明確化ということよろしいでしょうか。
1:33:52	はい原子力高イマイです。はいここにつきましては、さっきの固体廃棄物減容処理施設の
1:34:00	申請基準に伴います設工認のオーバー面談等々で整理をされまして、
1:34:05	企業家ですでにそこはこの通信連絡については読めると、というような整理がされておりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:13	今回の許可変更を新たに生じる工事等などというのはまずございませ ん。
1:34:20	従いまして本件については記載の明確化
1:34:24	になるというものでございます。
1:34:29	処理しました。ありがとうございます。
1:34:32	規制庁の伊藤ですけれども、確認ですけれども、
1:34:36	ちょっとこの辺、18 ページの変更前変更後の記載の比較だけでは何を表 したいのかがちょっとわかりにくいところはあるんですけども、
1:34:46	19 ページの図を見ると、
1:34:49	これ施設外への通信連絡って言ってるのは、
1:34:54	その施設内っていうのはその沖田地区南地区の廃棄物管理施設すべてが 施設内であって、
1:35:02	施設外というのは緊対所。
1:35:06	のことをこの売差している。
1:35:08	ということですかね。まずは、はい。失礼しました。
1:35:14	施設外というのは、今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:18	19のページの図で北地区南地区で囲ってるものから見た外側、上位言え ですね。
1:35:27	のものになりまして、緊急時対策所と書いてるものを、になります。そ こから障害というところに伝わっていくと、構造、そこは
1:35:38	この範囲になりまして、ちょっと今、記載の方がちょっと適切ではござ います。表現が適切でございましてでしたが、そのような理解でござい ます。
1:35:47	はい。そう。そうすると施設外に連絡をしたいときに、
1:35:52	それを管理機械棟に設置をする現場指揮所を形容して連絡をするパター ンと、もうそこを経営しないで、休憩三級計算室に設置をする現場指揮 所。
1:36:06	を形容するパターン。
1:36:08	その蓋パターンがあるので、それを分けて、
1:36:12	標準をしようとしたっていうこと。
1:36:16	なんですよ。おそらく。
1:36:21	はい。
1:36:23	変更後の表現だけを見るそこまで読みにくいのかなと思うので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:29	ちょっと
1:36:32	そこをうまく説明いただけると、
1:36:35	いいかなというふうには思います。
1:36:39	やろう。
1:36:40	考え自体は分かったつもりではありますね。
1:36:49	いやちょっとイマイです。
1:36:50	今
1:36:53	管理施設つう内外の必要な通信連絡する日を設ける。
1:37:00	といった場合に、
1:37:01	複数箇所を読めないという、いわば、喜多地区だけの
1:37:08	管理機械棟からの、
1:37:10	現場指揮所から、品切り対策所を越行く系統しか読めないと。
1:37:16	これを
1:37:18	コウタイ廃棄物減容処理施設用の
1:37:22	通信連絡設備。
1:37:24	具体的なこの大南地区の破線で囲ってる部分でございますが、
1:37:29	ここを明確化するというものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:32	従いましてここのを切る計算数から、
1:37:37	緊急時対策所に行く通信連絡設備、
1:37:42	が、今回明らかにする部分でございます。
1:37:48	規制庁の谷津ですけれども。
1:37:50	尾田尾藤のときにもちょっと話をしましたけれど、
1:37:54	O W T F も含めて廃棄物管理施設なので、
1:37:59	そこだから、
1:38:02	障壁を変更しなくてもよかったんじゃないのかという気はするんですけど。
1:38:06	はい。ご説明はわかりました。
1:38:42	すいません伊藤です。世古イトウですけれども、ちょっと何点か、全体を通じて
1:38:48	確認をしたいところもあるんですけどもでしょうか。
1:38:56	はい。
1:38:58	この資料の関係事務を、
1:39:01	7 ページ目で、
1:39:04	維持すべき安全機能。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:06	ということを一戸の言ってるんですけども、維持すべき安全地方とは何か。
1:39:12	ていうのは今の人が出入りすべき安全機能なんてしてるのか。
1:39:18	それで、今回の変更に伴って維持すべき安全機能、竜巻の関係ですかね。
1:39:28	今回の変更に伴って、どういう
1:39:33	線引きというか、守り方をどう変えるのかって言ってるかもしれないですが、そこで、
1:39:40	前川工藤清。
1:39:42	鶴岡。
1:39:44	県内、何か資料を見れば、今申請書を見るわかる。
1:39:48	でしょうか。
1:39:53	原子力をイマイです。はい。安全機能につきましては、
1:39:59	例えば添付資料を、5の第1章のところをでございますが、安全機能の考え方ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:08	直接的安全機能を支援的安全機能その他ということで、具体的な機能ですとか、関わる設備というものをちょっと説明しているところがございます。
1:40:20	ここで
1:40:23	維持すべき安全機能の適正化というところで、どうしようかというところを、大賀からの説明になってるんですが、
1:40:30	一旦、
1:40:31	既許可の
1:40:33	考え方をちょっとご説明する資料を入れた方がよろしいでしょうか。
1:40:42	このパワーポイント2、この開票まで入れる必要はないと思うんですけども、例えば補足説明資料で参照できるように準備をしておいて、 ただいて、
1:40:55	やっぱ部隊はこういうことなんですというのを説明できるようにしておいていただければと思います。
1:41:03	原子力を今いらっしゃる称しました。
1:41:11	あとそれと関連して防護対象設備って何なのかというのも説明できるようにしておいてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:23	原子力をイマイショウジました。
1:41:26	はい。それから
1:41:32	そう説明の中で、
1:41:35	遮へい含めがあるものに、これは防護対象なのかっていう、その一緒か もしれませんが、
1:41:43	なかなかね、遮へい、閉じ込めの機能があるが守りとして、機能喪失し ないように通行していて、
1:41:52	それ以外のものって何なのか。
1:41:56	さっきあれカネボウ等の方で
1:41:59	消火消化器とか通信連絡とかっていうことをお答えいただいていたの で、
1:42:05	それをだから整理をして示しておいていただければということかもしれ ませんね。
1:42:16	これ、これ。
1:42:21	あと
1:42:22	それを、
1:42:24	古里真木に対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:42:27	部屋が損傷をするっていうのは幾つかあると思うんですけども、
1:42:35	建屋が影響を受けるような施設については
1:42:41	中央維持の考え方はどうなっているのかっていうのを、これは許可で説明されている部分だとは思うんですけども、わかるように資料をいただければと思います。
1:42:55	はい原子力イマイです。承知しました。補足説明資料でですね、評価の
1:43:01	今の評価を参照できる形に整えたいと考えます。はい。お願いします。
1:43:11	それから、
1:43:20	それからですね、ちょっとまた資料を前半濁ります。
1:43:35	資料の2ページなんですけれども、
1:43:40	2ページのところで、書類5の変更内容のところで、
1:43:47	記載の適正化とあって、
1:43:49	保安規定施設定期自主検査、
1:43:53	施設管理実施計画、
1:43:56	に変えるっていうふうな項目が立ってるんですが、
1:43:59	これ具体的にどういう傾向なんでしたっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:21	原子力機構のサカウチと申します。今ご質問いただいた件でございますけれども、今現行許可につきましては平成 30 年に許可を取得していることもありましてですね、
1:44:32	昔の、いわゆる平成令和 2 年 4 月 1 日の法改正前の、いわゆる施設定期自主検査等という言葉が残っておりまして、こちらについて、記載の適正化を図るというものでございます。
1:44:44	以上です。
1:44:48	保安規定について、削除をしているっていうのは、何か理由があるんですか。
1:45:17	衛藤原子力機構のサカウチでございます。すいませんちょっと一応期待は確認させていただきますが、こちら、保安規定 C E O、施設定期自主検査という文言を施設管理実施計画という言葉に書いておりますが、
1:45:32	こちらはですね、今の現状、施設の維持管理という観点で施設管理実施計画というものをういておりまして、そちらの実態に合わせたというところで記載を見直しております。
1:45:44	申し訳ございませんけど保安規定というところ、自主検査で定期自主検査というものを、そのものを施設管理実施計画というふうにしてすべて変えているものではございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:53	こういったところで記載してるところを、この現状の管理に合わせて記載を見直すというところを意図して記載してございます。
1:46:03	これらの安全機能を有する施設の条文の中で、
1:46:08	あと、試験検査の種類がな、ができることって要求に対して記載している項目だったと思うんですけども、
1:46:17	その要求自体は設工認でもされていて、そこで設計の考え方とかですね、対応の考え方っていうのは示していただくことになると思うので、
1:46:29	ちょっとその後段規制との関係でどうか、開かれるのが適切なのかっていうのは、確認をしていただければと。
1:46:40	原子力機構のサカウチでございます。了解いたしました。
1:46:56	あとすいません、規制ということですけども、
1:47:00	カフ処理し、分装置を、さっきの廃液の処理の方、話をお伺いしましたが、
1:47:06	廃液自体はいつまでにどうするのかっていうスケジュールは今三島あるんでしょうか。
1:47:29	はい。原子力の庄司です。
1:47:31	そう。化学処理装置、Eの廃棄に関してはですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:39	新規制基準の適合性の確認の合格をいただくまでには、
1:47:44	終わる。
1:47:47	そこには完了させる。
1:47:50	ことになります。
1:47:55	わかりました。ありがとうございます。
1:48:14	あとすいません、確認ですけれども、
1:48:17	これは今の許可でという意味での質問なんです、
1:48:22	施設分としての受け入れ施設というのがあって、この受け入れ施設の基準適合性っていうのは、南條で説明をしているという理解でしょうか。
1:48:51	原子力機構の北野でございますが、
1:48:54	江藤、実は敬礼単独の条項がないものですので、受け入れという言葉が出てくるところといたします。確か 13 条であったという記憶をしておりますので、
1:49:07	13 条のところのですね k れた。
1:49:11	廃棄物を処理する能力っていうことですので、そこで受け入れの能力のところも、
1:49:17	説明するべきなのかな。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:19	というようなことを、今は考えてるところでございます。ちょっと既許可で受け入れ能力についてどのように坂についてちょっと出演しておりますので、別途
1:49:30	調べまして回答することではいかがでしょうか。
1:49:33	わかりましたちょっと確認をしていただければと思います。
1:49:58	これ、
1:50:00	これ。
1:50:14	その記載スパンの間だったら、
1:50:17	はい。
1:50:19	該当しまして、わかってる。
1:50:24	機能代替設備はない。
1:50:29	これは大丈夫。
1:50:31	なんであれば、
1:50:35	はい。
1:50:39	はい、規制庁側の方からご質問ありますでしょうか。
1:50:46	いえ、規制庁藤間ですけど。
1:50:50	この8ページ目の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:54	変更前後の考え方を変えている。
1:50:59	けど、
1:51:00	竜巻評価条件真ん中のところの欄の、
1:51:05	会議があるの。
1:51:09	安全性を損なわない設計括弧で廃棄物の移動保管の後、設備の停止等を含む、
1:51:17	というふうに括弧書きで書いてあるんですけど、
1:51:21	これって今その許可上、どこまで記載、
1:51:24	設計方針として書いてるんですけど。
1:51:30	はい。原子力をイマイです。
1:51:33	ゲンキー許可ではですね、各施設設備ごとに、対応をソフト対応ですね、具体的に書いております。
1:51:46	をお待ちください。
1:51:49	例えば、
1:51:56	は、廃棄物の保管、
1:51:59	保管庫に移す。
1:52:02	ことで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:05	打つ数ですとかですね、各施設ごとに具体的な作業内容ですね、そういったことを設備の停止等を行うということを書いております。
1:52:15	それは添付5に書いてあるところ。
1:52:22	そうです。添付書類5の
1:52:27	第8条の御説明のところをです。
1:52:31	地上のところ、
1:52:34	細かいてありましたっけ。
1:53:02	ええ。
1:53:03	原子力イマイです。
1:53:05	第8条の表形式でまとめてルートがございまして表9、のところをだっ たかと思います。
1:53:47	わかりました。ちょっと確認させていただきます。
1:54:15	はい、とりあえず以上です。はい。
1:54:32	それと規制庁、伊藤ですけれども、
1:54:37	8ページのところはポイント8ページのところで、
1:54:40	試験の例のところまだ検討いただければという話を聞きましたけれど も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:45	じゃあを色を、
1:54:49	許可の考え方を誘導してるのかっていうのは、具体を、対象を、を記載をいただいて、何の話をしているのかってのがわかるような資料にしていただければと思います。
1:55:05	はい。原子力イマイです。承知しました。
1:55:16	イノウエさんは何かありますでしょうか。
1:55:22	はい、規制庁イノウエでございます。私の方から特に追加ではございません。はい。大丈夫です。
1:56:02	そう。
1:56:04	知久委員。
1:56:24	8、
1:56:29	はい。
1:56:30	社員をしていく。
1:57:12	だろう。
1:57:30	あ、すいません規制庁の伊藤ですけれども。
1:57:34	ちょっとさっきの質問と関連してですけど、8ページ目の、
1:57:39	土佐評価の条件で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:57:42	遮へい閉じ込め機能 E C っていうところで、沢木で移動保管の後を提出するっていうのは、
1:57:51	これは保安規定でこの約束をするということを考えているってことでしょうか。
1:58:09	原子力イマイです。
1:58:10	保安規定等を下部規定でこのルールを定めるものでございます。
1:58:19	はい、わかりました。
1:58:34	斜面と今日いろいろ質問をさせていただきましたけれども、
1:58:41	6月上旬に審査会合で、
1:58:46	対応のお伺いをするとすると、ちょっとまだ日が具体的に決まってはな いんですけれども、
1:58:53	そのあたりを本当に、
1:58:55	工場の資料を提示いただくとすると、
1:58:59	来週中にはですね、
1:59:02	一通りの
1:59:04	お考えを整理した資料。
1:59:08	提示いただいて窃盗できると良いというふうに考えておまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:17	まだ定義いただいてないようなその基準適合の考え方も含めて、
1:59:22	何日めどに、ご提示をいただけるというふうに考えておけばいいでしょう。次週も
1:59:30	ヒアリングについては同じ時間単位で設定できればと考えておりますが、
1:59:39	原子力をいわゆるヒアリングで来週ということは同じ木曜日でのこの時間という、そのような認識でよろしいでしょうか。そうですね。はい。当然調整をさせていただきたいと思います。
1:59:57	そうしますと、少なくとも 24 日中にはお送りする必要があるのかなというふうに考えます。
2:00:07	ちょっと速攻を目途に、ちょっと進めさせていただきます。わかりました。よろしくお願いいたします。
2:00:26	やっぱりちょっと他の全体を通じてございますでしょうか。
2:00:54	はい。大原県、
2:00:57	コアの加来から、それぞれございますでしょうか。
2:01:05	はい。近藤オオツカです。私の方からは特にございません。
2:01:10	ミヤウチです私も特にありません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:14	大洗の方も他にございません。
2:01:18	はい。
2:01:19	じゃあこれで、
2:01:21	はい、では本日のヒアリングこれで終了したいと思います。ありがとうございます。 ございます。
2:01:26	ありがとうございました。ありがとうございました。ご質問。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。